

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

(4) 緊急時モニタリング

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

原子力災害対策指針には、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）に関して、その目的や、国・地方公共団体・事業者等の役割が規定されており、県は、地域における知見を活かした緊急時モニタリング計画の策定や、原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施することとされています。

島根県では、実施体制や測定項目等の基本的事項を定めた島根県緊急時モニタリング計画の策定（平成26年8月策定、平成31年1月改訂）、緊急時に空間放射線量率を連続測定するためのモニタリングポスト等の事前配置など、緊急時モニタリング体制の充実強化を図っています。

これを踏まえ、島根県では、実施体制や測定項目等の基本的事項を定めた島根県緊急時モニタリング計画の策定（平成26年8月策定、平成31年1月改訂）、緊急時に空間放射線量率を連続測定するためのモニタリングポスト等の事前配置など、緊急時モニタリング体制の充実強化を図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590